

平成28年第1回定例会

一般質問通告書

久喜宮代衛生組合議会

## 組合に対する質問【平成28年3月16日（水）】

一般質問通告	第1号
質問者	齊藤広子 議員

### 【質問事項】

#### 1 「食品ロス」削減でゴミ減量推進について

今、世の中で問題になっている「食品ロス」削減については、ゴミ減量に大きく影響していると思うが見解を伺う

- (1) 県では、年間35万トンから54万トンの「食品ロス」の発生が見込まれるとあるが、当組合地域では、どれぐらい見込まれるのか。
- (2) 「食品ロス」によるゴミが何%を占めるのか。
- (3) 事業系ゴミの中で、「食品ロス」のゴミは、出されていないのか伺う
- (4) 消費者が食品ロスを起こす原因是、賞味期限と消費期限の理解が違う為、当組合の市民、町民に対してどのような対策を講じていくのか伺う
- (5) 政府広報は、「もったいない、食品ロスを減らそう」と発表されているが当組合も広報活動をしていくべきだが周知方法は、どのように考えるか伺う

一般質問通告	第2号
質問者	杉野 修 議員

【質問事項】

- 1 久喜市の学校給食センターの残采処理は燃やさない方法を  
 菖蒲学校給食センターと鷺宮学校給食センター（第1、第2）から発生する給食残采は、菖蒲、鷺宮地域内の清掃センターにそれぞれ全量を中間処理委託している。ごみ減量化の観点からも改善が必要と考える。  
 (1) 各センターにおいて給食残采の中間処理受け入れ量（年間）を伺う。  
     ア 菖蒲清掃センター  
     イ 八甫清掃センター  
 (2) 埼玉県内の小中学校で、①可燃ごみとして処理している学校は小学校21.2%、中学校1.7%、②堆肥化している小学校は6.7%、③堆肥化以外の処理（処理機による粉碎脱水処理、分解消滅等）の後、可燃ごみとして処理をしている小学校は55.1%、中学校は90.0%であり、残り14.7%の小学校および6.9%の中学校は飼料として処理を行なっている。  
 衛生組合として独自解決策が困難であれば、市のごみ処理検討委員会あるいは、市の給食審議会などでの「できるだけ燃やさない取り組み」の検討を求めることが重要と考えるが、いかがか。
- 2 まだ使える「粗大ごみ等」のリサイクル事業を早期に実施することについて  
 衛生組合では、家具、雑貨類などの「まだ使える」物のほとんどが破碎され、焼却されている。少し手を入れれば十分、使用に耐えられる物までが処分されている。大量消費して大量に燃やすやり方は過去のものであり、間違っている。  
 以前は、組合でも使える粗大ごみ、雑貨などを一部リサイクルしてきた。それが事業として展開していない理由に、場所や人件費などの問題もあると思われる。  
 (1) 統廃合の計画がある菖蒲清掃センターで、久喜市は、こうしたリサイクル事業を行なうとしているが、それまでの間、試験的に東京理科大の跡地を利用してリサイクル事業を行なってはどうか。  
     ア 理科大の空きスペースで家具などの修繕、簡単な手直しを直営、あるいは委託して行なう。  
     イ 市民（以外も含む）には自ら運搬して持ち帰るなど、経費は最小限にする。その際、施設は無償で提供して頂くよう市とも協議をする。

一般質問通告	第3号
質問者	猪股和雄 議員

【質問事項】

1 久喜宮代衛生組合のごみ処理基本計画の重要事項や基本の方針を、久喜市のごみ処理基本計画策定にどう引き継ぐか。

(1) 戸別収集への移行について、これまでの質問に対して、家庭系のごみ処理の有料化と一体のものとして位置づけているという答弁であった。また、昨年12月に開かれた廃棄物減量等推進員の意見交換会では、戸別収集を求める意見に対して、これから検討していかなければならない事項であると答えている。しかし、実際にはこの衛生組合は2022年の解散は既定方針であり、あと8年間の内には戸別収集は実現されないものと理解している。

久喜市のごみ処理検討委員会でごみ処理基本計画の策定が始まっているが、衛生組合の基本計画において今後実現へ向けて検討するべき重要政策であり、これまでの検討過程を引き継いでいくべきであるが、いかがか。

(2) 生ごみ全量堆肥化の方針を、久喜市のごみ処理基本計画に引き継ぐべきであるが、見解を伺う。

実際には、久喜市の検討委員会に出された「基本方針」の原案で、「生ごみは、資源化を含め全量を焼却しない」という文言が外され、「今後の生ごみの処理に係る方針については、施設の建設に向けて、現在実施している堆肥化も含めて、他の減量化や資源化につながる方策を検討する」と書かれた。市長は、分別やコスト、財政的経済的な負担というデメリットを掲げ、堆肥化その他の資源化の検討といわれている。

コスト（単純に比較できないが）は、焼却処理3万円／トンに対し、減容化・堆肥化処理5万円／トン、一方、熊谷清掃における減容化処理は1.9万円／トンとされる。分別がたいへんだからという理由で参加世帯が減少しているとも思われない。

こうした実態を、久喜市に引き継いでいるか。

2 収集委託事業者の収集業務を通じた、住民に対するごみ分別指導のその後の取り組みを問う。

昨年9月の議会で、分別や集積所の実態、住民対応などに係わる報告書を出すことについて、「委託業者におきましては、月ごとの完了実績報告書等の提出とあわせて毎月提出をお願いするような方向で委託業者と調整を図って検討していく」という答弁があった。

(1) その後、収集事業者の収集作業員の研修、報告書の提出がどのように取り組まれているか、経過と課題などを明らかにされたい。

(2) 報告書の提出状況と特徴的な事項があれば示されたい。

3 廃ガラス残渣の資源化、枝葉チップの資源としての活用を進められたい

(1) 久喜宮代衛生組合の廃ガラスを原料として、リサイクルガラス造粒砂を製造しているが、路盤材としての活用や雑草防除などに有効であると評価できるが、いかがか。

久喜市・宮代町にも紹介して活用を広げるよう働きかけていただきたいが、いかがか。

(2) 枝葉チップは堆肥化して希望者に配布しているが、チップそれ自体としても雑草防除などに有効であると評価できるが、いかがか。

久喜市・宮代町にも紹介して活用を広げるよう働きかけていただきたいが、いかがか。

4 ビンはできるだけ店頭回収に出すようにすべきだが

(1) 酒ビン等は酒販店等で回収するので、できるだけ衛生組合の「資源リサイクル」に出さないよう、呼びかけるべきではないか。

(2) 販売店を調査の上、「一升瓶やビール瓶など一部のビンは有償で引き取ってくれる」「雑ビンも引き取ってくれる」ことを、市民に広く知らせてはいかがか。

大型店、酒販店等で、酒ビン等を回収する店舗一覧を、衛生組合の「収集カレンダー」に掲載してはいかがか。

一般質問通告	第4号
質問者	丸山妙子 議員

【質問事項】

1 資源リサイクル回収日変更にともなって

4月より「紙類」「布類」の回収回数が週1回から月2回に変更となるが、間違えて出された資源ごみの対応はどうするのか。

(1) 衛生組合だよりなど見ずに間違えて出されるゴミが心配されるが、集積所での変更告知はあるか。

(2) これまで残されたゴミの対応はシールであったが、今回の資源ごみの場合は、どのように対応するのか。

2 家庭用生ごみ処理容器等購入への補助制度について

家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度の対象となる機器に、コンポスト、EM処理容器、電気式生ごみ処理機、が示されているが、利用状況をお聞きしたい。

3 ごみ集積所環境整備補助制度の利用状況について

ごみ集積所環境整備補助制度の利用状況はどうか。また、申請からどのくらいの期間を要するか。

一般質問通告	第5号
質問者	加納好子 議員

【質問事項】

1 ごみ減量等審議会で審議中の「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方」について

- (1) 当組合は、H27年度視察で、流山の資源回収方式を視察研修し、次いで、「ごみ減量等審議会」において、本格的な意見徵集、審議に入った。県内自治体調査集計結果の中から、公共・集団回収制度のありなし、その割合、補助金ありなし（額）などに対する、意見、組合の見解は
- (2) 集団回収実施団体のメリット、公共回収のメリットを大まかに示してください。
- (3) 資源集団回収団体とは多くの場合、どういった団体が母体か
- (4) 久喜宮代管内での集団回収（率30%）、仮に増やしていくとすると、母体となる団体は。
- (5) 公共団体はバランスを保ちながらという見解ですが、流れとしては集団回収移行への仕組みを整えていきたい意向とみえる。行政として気をつける着眼点はどんなことか
- (6) 審議会の答申までの、今後のスケジュールをお示しください。また、答申内容にもり込まれるものは。

2 久喜宮代清掃センター周辺地区との地域環境整備に関する協定書について

- (1) 「補助制度」を整備するとの協定に賛同している地域は
- (2) 5年間で700万円（以内）の根拠は
- (3) 4地区が同じように賛同に至ったか。それぞれ、同意を得るまでの説明、時間、工程を示してください。
- (4) 現在、賛同を得られない地区があるとすれば、その理由をどのように解釈・理解しているか。
- (5) 賛同を得られない地区との協議は、段階的に、継続的に引きつがれているのか。
- (6) 久喜宮代衛生組合解散後に生じた疑義につき、「甲」とはどこを指すのか

一般質問通告	第6号
質問者	新井 兼 議員

【質問事項】

- 1 久喜宮代清掃センター管内における資源リサイクル回収回数に係る円滑な制度変更の推進について

平成28年4月から業務統一及び回収の効率化、コスト削減を進めるため、久喜宮代清掃センター管内（久喜市久喜地区・宮代町）の資源リサイクルのうち「紙類（新聞・ざつがみなど）」、「布類（衣料など）」の回収回数が、週1回から月2回へと変更される。現在、ホームページ、広報紙衛生組合だより等により周知を図っているところだが、住民への理解増進を図り、円滑な制度変更を推進するためには更なる努力が必要と考えるが、衛生組合の見解を伺う。

- 2 3Rの推進及び更なる普及啓発について

使い捨て型社会から循環型社会への転換には、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3R（スリーアール）の更なる推進が求められている。様々な立場の住民を巻き込み、興味関心を醸成し、3Rを普及啓発していくことに関し、以下の点について伺う。

- (1) 3R啓発、清掃センター施設見学、リサイクルフリーマーケット、地域交流等の「環境」と「地域交流」をテーマとしたフェスティバルを開催している団体もある。構成市町と共同で同フェスティバルを今後開催していくことについて衛生組合の見解を伺う。
- (2) 埼玉県が開催する「夏休み親子3R講座」が、市町村と共同で毎年度開催されている。近隣の親子が3Rを楽しく学ぶ機会として有意義な場であることは間違いないが、同講座を今後開催していくことについて衛生組合の見解を伺う。

一般質問通告	第7号
質問者	成田ルミ子 議員

【質問事項】

- 1 事業系ごみの排出方法の変更による効果と問題点について
- (1) 久喜宮代清掃センター管内では、昨年10月より燃やせるごみの排出量が1日あたり平均10キログラム未満である事業所を対象に事業系ごみの回収方法が変更になり約半年がたった。変更により出てきた効果や問題点を伺う。
  - (2) 変更により、事業者が清掃センターに直接搬入できない場合、廃棄物収集運搬許可業者に搬入をまかせることになったが、変更前の処理手数料と業者に払う手数料にどのくらい違いがあるのか伺う。
  - (3) 事業者の中には1日10キロ未満のごみの搬出にはるかに及ばない事業者もある。事業者の中には高齢者が行っている小売店も多いと思われ、家庭ごみ程度の事業系ごみしか排出していない事業者もあるのではないか。回収方法の変更でかなりの負担が増したのではないかと思われる。事業者の中にもう1段階区割りが必要なのではないか。
- 2 ごみの分別方法の周知について
- 久喜宮代清掃センター管内ではプラスチックごみを燃やせるごみに混ぜないように長年習慣づいていた。今現在、からしのチューブや歯磨きのチューブ、納豆のパックなどは燃やせるごみである。しかしマヨネーズやケチャップの容器はプラスチック資源ごみである。サンダルやスニーカー、うちわなども燃やせるごみである。分別カレンダーで確かめてみるとかなり分別が変わってきた印象がある。
- (1) 集積所にごみが取り残されないように住民は大変気を使ってごみ出しをしている。カレンダーやホームページで確認すればすぐわかるのだが、もう少し分かりやすい周知はできないか。